

尚綱大学・尚綱大学短期大学部研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、尚綱大学・尚綱大学短期大学部（以下「本学」という。）における学術研究の信頼性と公正性を確保し、研究者が研究を遂行する上で遵守すべき倫理規準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施及び成果の公表・評価に至るすべての過程における行為、決定及びそれらに付随するすべての事項に関する活動をいう。

2 この規程において「研究者」とは、本学の専任教員及び本学において研究活動に従事する者をいう。なお、学生が、研究に関わるときは「研究者」に準じて取り扱うものとする。

3 この規程において「研究費」とは、第1項の研究に従事する研究者に本学が交付する研究費及び研究者が学外から獲得した研究費をいう。

(研究者の倫理及び責務)

第3条 研究者は、研究の遂行において常に生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

2 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及び本学の規程を遵守しなければならない。

3 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習及び規律の理解に努めなければならない。

4 研究者は、共同研究者、研究協力者及び研究支援者が対等な人格であることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。

5 研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、不当な取扱いや不利益を被らせないように十分な配慮をしなければならない。

(研究のための資料・情報・データ等の収集)

第4条 研究者が、研究のために資料・情報・データ等を収集する場合は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段で、その目的に適う必要な範囲において収集しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第5条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の資料・情報・データ等の提供を受け、研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等についてわかりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料・情報・データ等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

(個人情報保護)

第6条 研究者は、研究のために収集した資料・情報・データ等のうち、個人を特定できるものについては、個人が特定できないように処理し、厳重に管理するとともに、正当な理由なくこれらを他に漏らしてはならない。

2 組織、団体等から提供を受けた資料・情報・データ等についても前項に準ずるものとする。

(資料・情報・データ等の利用及び管理)

第7条 研究者は、研究のために収集し、又は生成した資料・情報・データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集し、又は生成した資料・情報・データ等を合理的な期間保存しなければならない。ただし、法令又は本学の規程に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

第8条 研究者は、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いる場合は、関係する法令及び本学の規程等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任を持って廃棄処理をしなければならない。

(研究成果の公表)

第9条 研究者は、研究成果を広く社会に還元するため、当該研究成果を公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとするができる。

2 研究成果の公表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされるおそれがあり、研究者は適切な引用、誤解のない完全な引用及び真摯な表現をしなければならない。

3 研究成果の公表に際しては、オーサーシップや先行研究に十分な注意を払い、各研究組織や研究分野、学会、学術誌等に固有の慣行やルールを十分尊重しなければならない。

(不正行為等への対応)

第10条 不正行為等への対応に関する体制、不正行為等に対応する関係者の守秘義務、対象となる不正行為等、通報に係る事案の調査等を行う機関、通報に対する調査体制及び調査方法、通報者及び被通報者に対する措置その他の研究活動における不正行為等への対応に関し必要な事項は、別に定める。

2 不正行為等に関する通報等があった場合には、公正かつ厳正に対処するものとする。

(利益相反行為の禁止)

第11条 研究者は、次に掲げる利益相反行為（研究者の個人的利益又は共同研究等での開発若しくは連携先等相手組織等への責務が、本学の研究者としての責務又は本学の利益に反する研究上の行為となることをいう。）に該当する行為を行ってはならない。

(1) 研究者が産官学連携活動を行うことに伴い、企業等から実施料収入、兼業報酬、未公開株その他の利益を得ている場合において、当該利益を得ていることに起因して自己又は企業等の利益を優先することによって当該研究者の本学における適正な職務の遂行を阻害する行為

(2) 研究者が兼業活動を行うことに伴い、企業等に対し職務遂行責任が生じる場合において、当該企業等に対する職務遂行責任を優先することによって当該研究者の本学における適正な職務の遂行を阻害する行為

(研究費の取扱い)

第12条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体からの補助金や財団・企業等からの助成金・寄附金によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用・管理に努めるとともに、その負託に応えなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者は、研究費の使用に当たっては、関係する法令及び本学の規程等を遵守しなければならない。

4 研究者は、証拠書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

5 研究費のうち研究者が学外から獲得した研究費の管理等に関し必要な事項は、別に定める。

(他者の業績評価)

第13条 研究者が、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わる時は、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に

関する秘密はこれを保持しなければならない。

(本学の責務)

第14条 本学は、研究者の研究倫理意識を高揚させるために必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施するものとする。

2 本学は、この規定の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講ずるものとする。

3 本学は、研究活動における、不当又は不公正に係る告発、苦情、相談等に対応するものとする。

4 前3項の目的を達成するため、尚絅大学・尚絅大学短期大学部研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

5 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(所管)

第15条 この規程に関する事務の所管は、九品寺キャンパス事務部教務課とする。

(準用)

第16条 この規程の運用に当たっては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定）」を準用する。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は評議会の議を経て学長の決裁により行うものとする。

附 則

この規程は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。